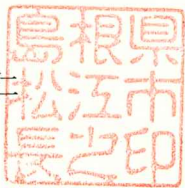


松江市告示第 341 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 1 項の規定により、同法による医療扶助のための施
術を担当する施術機関（施術者）を次のとおり指定したので、同法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示
する。

令和 8 年 9 月 15 日

松江市長 上 定 昭 仁



施術者		業務の種類	指定年月日
氏名	住所		
相見 将太	松江市東持田町 205-263	はり・きゅう	令和 8 年 6 月 19 日